

## 東日本大震災津波の被災者向け県営災害公営住宅の家賃対策について

岩手県では、県営の災害公営住宅に入居している一部の世帯が、入居後3年を経過すると適用される家賃が高額となることへの対応策を講じることとしましたので、お知らせします。

### 1 災害公営住宅に係る現行制度

- ① 入居者の収入基準は、原則収入分位25%の月収158千円（60歳以上の高齢者世帯、子育て世帯、障がい者世帯等は収入分位40%月収214千円）に設定（一般公営住宅と同じ）
- ② 被災者については、収入基準超過者であっても入居が可能（復興特区による特例）
- ③ 入居後3年経過した後、収入基準を超える世帯の家賃として、段階的又は即時に近傍同種家賃（当該住宅の建設費をもとに算定）を適用（一般公営住宅と同じ）

このため、一定の収入がある世帯は、東日本大震災津波で建設された災害公営住宅に入居後3年を経過すると家賃が上がる制度となっている。（添付資料参照）

### 2 現行制度における県営災害公営住宅の問題

建設時期による建設コストの上昇や、1棟当たり戸数など建設条件の違いによる面積単価の多寡により、同じ面積の住宅でも近傍同種家賃に大きな開きが生じており、家賃が極めて高額となる場合には、入居者に大きな負担となるケースが生じること。

### 3 対応策

最も早い時期に大規模住宅として整備した平田アパート（釜石市）の近傍同種家賃を、全ての県営災害公営住宅の割増家賃算定の上限額と定め、近傍同種家賃により算定される本来の割増家賃との差額を減免することとし、県営住宅等条例の施行規則改正により、4月から実施。

例) 釜石市内県営災害公営住宅の近傍同種家賃（3DKの場合）

平成25年度完成 平田アパート（釜石市） 77,400円

平成28年度完成 片岸アパート※（釜石市） 145,400円 → 77,400円に減免

※ 現時点で、県営災害公営住宅の中で割増家賃が最高となる団地です。

他の団地も同様に、77,400円まで減免します。

(参考) 平成 30 年度 県営片岸アパートの場合

※ 3DK

近傍同種家賃:145,400 円

※ 県営片岸アパートは、平成 29 年度入居

入居者の収入区分 ※ 控除後の収入額		収入区分毎の家賃					
		～3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
本来階層	0 円	7,100	下段は、減免後家賃				
	0 円超 40,000 円以下	12,100					
	40,000 円超 60,000 円以下	17,000					
	60,000 円超 80,000 円以下	22,000					
	80,000 円超 104,000 円以下	23,200					
	104,000 円超 123,000 円以下	26,800					
	123,000 円超 139,000 円以下	30,700					
	139,000 円超 158,000 円以下	34,600					
裁量階層	158,000 円超 186,000 円以下	39,600	60,700 47,100	81,900 54,700	103,000 62,200	124,200 69,800	145,400 77,400
	186,000 円超 214,000 円以下	45,700	70,600 53,600	95,500 61,500	120,400 69,400	145,400 77,400	
	214,000 円超 259,000 円以下	53,400	99,600 65,400	145,400 77,400			
	259,000 円超	61,600	145,400 77,400				

※ 高齢者のみ世帯や障がい者が居住している世帯等の場合、収入が 214,000 円以下であれば、4 年目以降も家賃が変わりません。